

適正に受診しよう

はり・きゅう・マッサージ

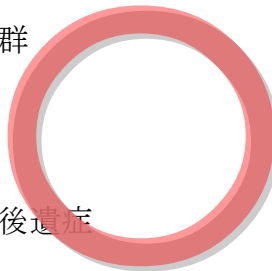
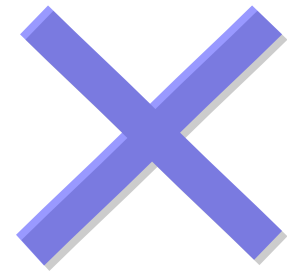


はり・きゅう・マッサージのすべての治療に「健康保険」が使えるわけではありません。治療を受ける前に次のことについてご注意ください。

① 医師の同意

- はり・きゅう・マッサージの治療は、医師が認めた場合に限り健康保険が使えます。
- はじめて治療を受ける場合は、医師の同意書または診断書が必要です。
- はり・きゅう・マッサージの治療を継続して受ける場合には、3ヶ月に一度、必ず医師の同意が必要となります。

② 健康保険が使える範囲

	健康保険が使える	保険が使えない
はり・きゅう	<ul style="list-style-type: none">○神経痛○リウマチ○頸腕症候群○五十肩○腰痛症○頸椎捻挫後遺症 	医療機関（病院や診療所など）で同一疾病の治療を受けている場合 
マッサージ	<ul style="list-style-type: none">○筋麻痺○関節拘縮	単に疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防のためのマッサージである場合

③ 治療を受けるときのポイント

- 症状を「いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか」具体的に伝えましょう。
- 領収証は必ずもらいましょう。
- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、別の要因も考えられます。一度、医師の診察を受けましょう。

碧南市国民健康保険からのお願い

はり・きゅう・マッサージに係る保険請求は、年々増加しており、請求の一部には、健康保険の対象とならない疾患への治療や医師の同意のない治療など不適切な請求もあります。治療代は、みなさまから納めていただいている大切な国民健康保険税から支払われています。碧南市国民健康保険では、みなさまの保険税を適正に使うため、文書等により治療の内容・回数などについて確認を行っています。療養費の請求が適切かを確認するためですのでご協力ください。